

太田市空き店舗対策家賃支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗の解消とその有効利用の促進を図り、市内における商業の健全な発展と地域経済の活性化に寄与することを目的として、指定区域に存する空き店舗を賃借し新たに小売店、飲食店、事務所等の店舗を開業する者に対して太田市空き店舗対策家賃支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 本市における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号の2の特定用途制限地域をいう。ただし、本市における地区計画制度に定められている地区を除く。
- (2) 空き店舗 店舗として使用できる建物（専用住宅及び集合住宅、長屋、貸家等においては台所、便所、浴室を備え、住戸としての賃貸借を主たる目的とした物件を除く。）で、その所有者に賃貸の意思があり、現に使用されていない建物（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、指定区域に存する空き店舗を賃借し新たに店舗を開業する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該空き店舗を経営する法人（市内に本店を有しないチェーン店又はフランチャイズ店である場合を除く。）又は個人事業者であること。
- (2) 法人にあつては代表者、個人事業者にあつてはその個人事業者は当該空き店舗の所有者と生計が同一でなく、かつ、当該空き店舗の所有者の2親等以内の親族でないこと。
- (3) 法人にあつては代表者、個人事業者にあつてはその個人事業者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に補助金の交付の申請をした日において記録されていること。
- (4) 法人にあつてはその法人、代表者及び当該代表者の属する世帯の全員、個人事業者

にあつてはその個人事業者及び当該個人事業者の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと。

(5) 太田市暴力団排除条例（平成24年太田市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(6) 外国人にあつては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。

(7) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していないこと。

(8) 初めて補助金の交付申請を行う者にあつては、当該交付申請の時点で当該店舗を開店していないこと。

（補助対象産業）

第4条 補助金は、空き店舗を賃借し新たに開業する店舗において営まれる産業が、次の表に掲げる産業のいずれかに該当する場合に交付するものとする。

	補助対象産業	摘要
1	情報サービス業	
2	インターネット附随サービス業	
3	映像・音声・文字情報制作業	
4	各種商品小売業	
5	織物・衣服・身の回り品小売業	
6	飲食料品小売業	
7	機械器具小売業	
8	その他の小売業	
9	専門サービス業	
10	飲食店	バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。
11	持ち帰り・配達飲食サービス業	
12	洗濯・理容・美容・浴場業	一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業及びその他の洗濯・理容・美容・浴場業（他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業に限る。）を除く。
13	その他の生活関連サービス業	火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業

		を除く。
1 4	医療業	
1 5	保健衛生	
1 6	社会保険・社会福祉・介護事業	
備考 この表に掲げる産業の分類は、補助対象産業の欄については日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）における中分類に、摘要欄については小分類及び細分類によるものとする。		

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける場合
- (2) 市外に本店のあるチェーン店又はフランチャイズ店である場合
- (3) 夜間営業（午後5時以降の営業をいう。）のみを行う場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象として不相当と認める場合（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き店舗を賃借して新たに店舗を開業するための経費のうち、当該賃借に係る1箇月当たりの家賃（敷金、礼金、共益費等の賃借に付随する経費並びに消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。

（補助対象期間）

第6条 補助の補助対象期間は、補助金の交付の決定を受けた日の属する月で、かつ、賃料の支払が始まった月以降最大6箇月とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の月額額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、3万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（交付の制限）

第8条 補助金の交付は、同一店舗につき1回に限るものとする。

2 前年度に第6条に定める補助の対象期間に満たない期間分の補助金の交付を受けた者が、引き続き次年度においてその残期間分に係る補助金の交付を受けようとするときは、当該年度において当該残期間分に係る補助金の交付を受けることができるものとする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)を当該年度の9月末日までに提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 空き店舗の位置図
- (2) 空き店舗の賃貸借契約書の写し
- (3) 履歴書
- (4) 開業計画書
- (5) 個人事業者にあつては住民票の写し、法人にあつては代表者の住民票の写し及び法人登記簿謄本の写し
- (6) 個人事業者にあつては太田市税等完納照合票(個人又は法人代表者個人用)(様式第2号)、法人にあつては太田市税等完納照合票(個人又は法人代表者個人用)及び太田市税等完納照合票(法人用)(様式第3号)
- (7) 太田市空き店舗対策家賃支援事業補助金交付申請に係る誓約書(様式第4号)
- (8) 店舗開業に当たって必要となる免許、資格、許可証等の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、規則第6条第3項の規定により、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる店舗を開業後、3年以上継続して営業すること。
- (2) 指定区域に既に店舗を有する者にあつては、当該店舗における営業を補助金の交付の対象となる店舗の開業後も継続すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める条件
(権利譲渡の禁止)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定後の変更)

第12条 補助対象経費、補助対象期間等の変更がある場合は、補助金等交付決定変更申請書(様式第5号)に必要書類を添えて、実績報告する前に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第13条 補助対象期間の終了の日又は開業の日のいずれか遅い日から1箇月以内に、補助事業等実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第10条の市長が指定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はその支払を証する書類
- (2) 第4条に規定する補助対象産業を開業したことが分かる書類及び写真
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により当該決定を受けたとき。
- (2) 第10条に定める条件（同条第1号に定める条件については、正当な理由によりこれを満たすことができないと市長が認めるときを除く。）その他のこの要綱の規定又は法令等に違反したとき。

(書類の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助の対象期間の満了する月の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、当該補助の対象期間の満了する月の属する年度から3年間、各年度の年度末に当該補助金の交付の対象となった店舗の営業に係る決算書又は確定申告書の写しその他の当該店舗において営業していることが証明できる書類(以下「営業報告書等」という。)を提出しなければならない。ただし、正当な理由により第10条第1号に定める条件を満たすことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により前年度からの残期間分に係る補助金の交付を受けた者は、前年度から3年間、各年度の年度末に当該補助金の交付の対象となった店舗に係る営業報告書等を提出すれば足りるものとする。

(その他)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けた者については、この要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。